毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎ 条 例

所管課(室)名

- ○旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例
- ○少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例

生活衛生課 本

条 例

旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第25号

旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例 (旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例(昭和33年長崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以|第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以 下「法」という。) 第3条第2項、旅館業法施行令(昭和 32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第 8号、同条第2項第7号、同条第3項第5号、法第3条第 3項第3号、同条第4項、法第4条第2項及び法第5条第 1項第4号の規定に基づき、構造設備の基準、施設につい て講ずべき措置、社会教育に関する施設の範囲等、宿泊を 拒むことができる場合その他法及び政令の施行に関し必要 な事項を定めるものとする。

(宿泊の拒否)

第6条 法第5条第1項第4号の規定により、営業者が客の│第6条 法第5条第3号の規定により、営業者が客の宿泊を 宿泊を拒むことができる場合は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(手数料)

第7条 略

おりとする。

番号	事務の名称	手数料の名称	単位	金額	
1 🕸	各				
2	法第3条の2第1	旅館業の許可を	1件	7,400円	
	項 <u>、第3条の3第</u>	受けた地位の承			
	1項又は第3条の	継の承認申請手			
	<u>4第1項</u> の規定に	数料			

(趣旨)

下「法」という。)第3条第2項並びに旅館業法施行令 (昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第 1項第8号、同条第2項第7号、同条第3項第5号、法第 3条第3項第3号、法第3条第4項、法第4条第2項並び に法第5条第3号の規定に基づき、構造設備の基準、施設 について講ずべき措置、社会教育に関する施設の範囲等、 宿泊を拒むことができる場合その他法及び政令の施行に関 し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊の拒否)

拒むことができる場合は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(手数料)

第7条 略

2 前項の規定による手数料の種別及び金額は、次の表のと 2 前項の規定による手数料の種別及び金額は、次の表のと おりとする。

番号		事務の名称	手数料の名称	単位	金額	
1	1 略					
2		法第3条の2第1	旅館業の許可を	1 件	7,400円	
		項 <u>又は第3条の3</u>	受けた地位の承			
		<u>第1項</u> の規定に基	継の承認申請手			
		づく旅館業の許可	数料			

印刷人	印刷所
	長崎市樺島町八番十二号
寺	株式会社 クイ
ш	ツ

弥卜

	づく旅館業の許			を受けた地位の承		
FJ	を受けた地位の			継の承認申請に対		
承	継の承認申請に			する審査		
対	する審査					
3~5 略		3~5 略				

(興行場法施行条例の一部改正)

第2条 興行場法施行条例(昭和59年長崎県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(地位の承継の届出)	(地位の承継の届出)
第3条 法第2条の2第2項の規定により営業者の地位の承	第3条 法第2条の2第2項の規定により営業者の地位の承
継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した	継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した
届出書を知事に提出しなければならない。	届出書を知事に提出しなければならない。
(1) 譲渡による場合	
ア 届出者の住所、氏名及び生年月日(法人にあって	
は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏	
<u>名)</u>	
<u>イ</u> 譲渡人の住所及び氏名(法人にあっては、その名	
称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	
<u>ウ</u> 譲渡の年月日	
<u>エ</u> 興行場の名称及び所在地	
(<u>2</u>)~(<u>4</u>) 略	<u>(1)</u> ∼ <u>(3)</u> 略
2 略	2 略
ICH BI	

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第26号

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例(平成13年長崎県条例第67号)の一部を次のように 改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

Mark Mark Control Cont			
改正後	改正前		
(利用カード等販売業の停止等)	(利用カード等販売業の停止等)		
第11条 公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理	第11条 公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理		
人等が当該利用カード等販売業に関し、次の各号のいずれ	人等が当該利用カード等販売業に関し、次の各号のいずれ		
かに該当する場合は、当該利用カード等販売業者に対し、	かに該当する場合は、当該利用カード等販売業者に対し、		
6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カード等販	6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カード等販		
売業の全部又は一部の停止を命ずることができる。	売業の全部又は一部の停止を命ずることができる。		
(1) 略	(1) 略		
(2) 刑法(明治40年法律第45号)第175条又は <u>第183条</u> の罪	(2) 刑法(明治40年法律第45号)第175条又は <u>第182条</u> の罪		
に当たる違法な行為をした場合	に当たる違法な行為をした場合		
(3)~(10) 略	(3)~(10) 略		
2 略	2 略		
17/4 Hil			
附 則			

この条例は、公布の日から施行する。